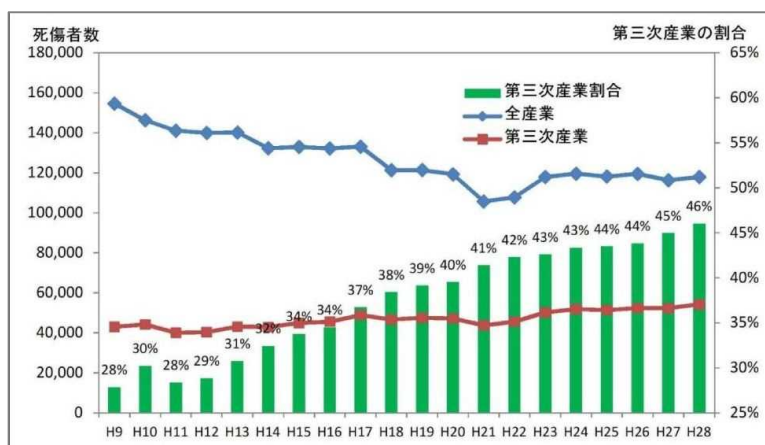


第三次産業向け

「安全推進者モデルテキスト」活用のすすめ

～ 小売業、飲食店、社会福祉施設等の職場を安全に ～

第三次産業の労働災害は、従事者数の増加や未熟練労働者の増加等により、全業種に占める割合は増加傾向にあり、従業員の安全対策が強く求められています。



小売業（各種商品小売業を除く）、飲食店、社会福祉施設等では、安全管理者や安全衛生推進者など安全関係の管理体制は法令での義務づけはありません。

モデルテキストは、第三次産業のうち安全管理者や安全衛生推進者の選任等を必要としない、小売業（各種商品小売業を除く）、飲食店、社会福祉施設を主な対象として、そこでの安全管理を進めていただくご担当者（以下「安全推進者」といいます。）の教育用として取りまとめたものです。

モデルテキストは厚生労働省、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会のホームページから入手することができます。



＜安全推進者とは＞

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種（「3号業種」）の事業場には、安全管理者又は安全衛生推進者の選任や安全委員会の設置の義務付けがなく、安全管理体制の構築に係る法的な担保がなされていない。

※ 厚生労働省平26.3.28基発0328第6号「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について」

【安全推進者の対象となる業種の例】

・総合スーパー ・食品スーパー ・衣料品スーパー ・住生活スーパー ・ディスカウントストア ・百貨店 ・家具 ・家電量販店 ・ホームセンター ・ドラッグストア ・コンビニエンスストア ・飲食店 ・社会福祉施設

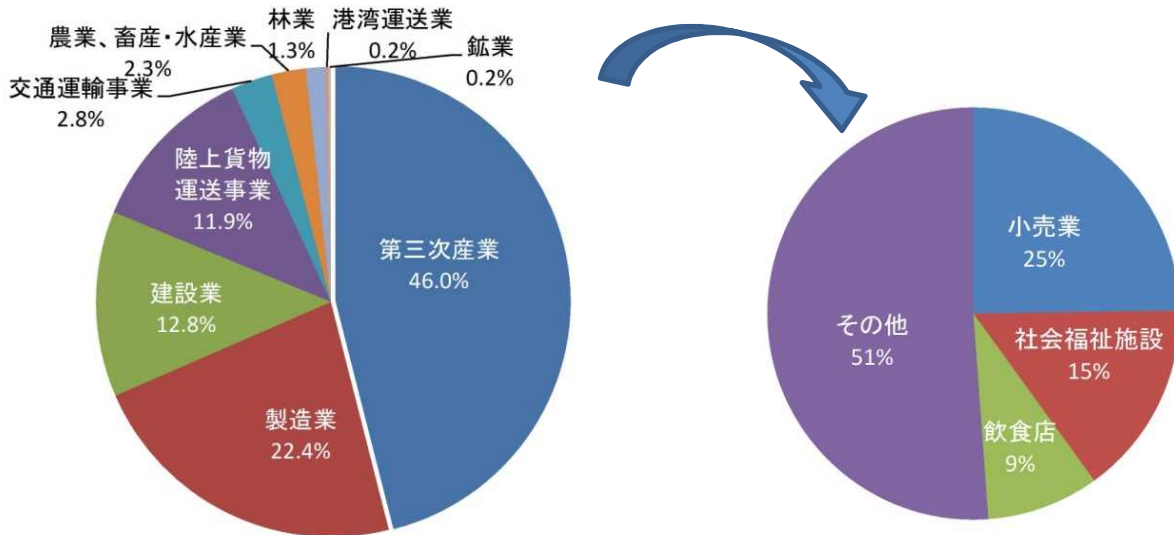
 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

 （一社）日本労働安全衛生コンサルタント会

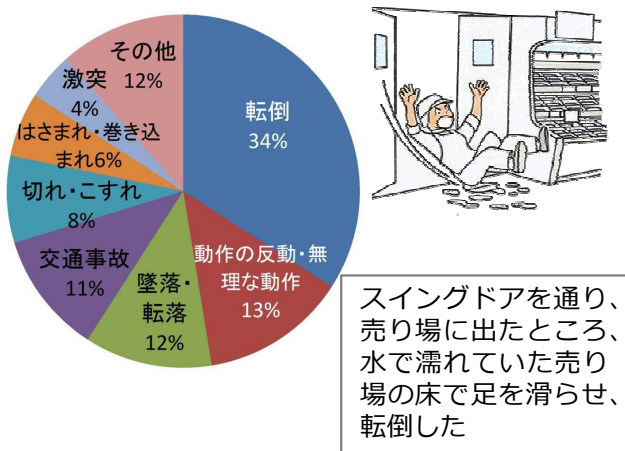
第三次産業の労働災害

- ◆ H28年の第三次産業の割合は46%と半数近い。
- ◆ 小売業が25%、飲食店が9%、社会福祉施設が15% ➡ 労災防止が求められている

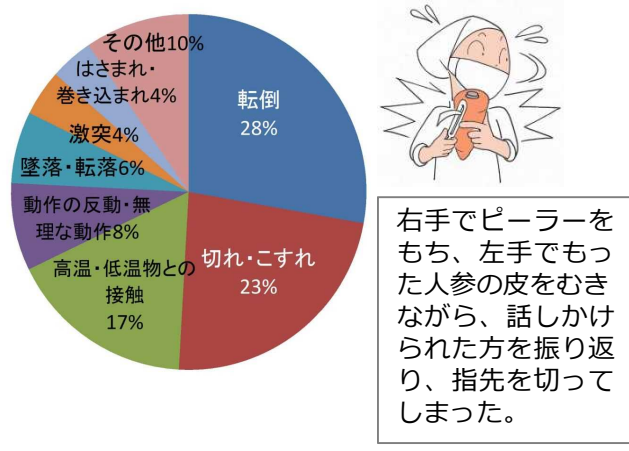
<業種別労働災害の発生状況(平成28年)>



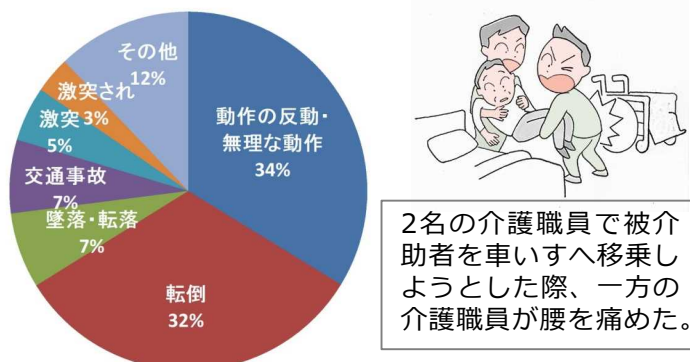
小売業 「転倒」と「腰痛等」で約半数



飲食店 「転倒」と「切れ・こすれ」で約半数



社会福祉施設 「腰痛等」と「転倒」で約3分の2



【ポイント】

小売業、飲食店、社会福祉施設でも、労働災害が多く発生しています。このため安全管理が求められています。

安全衛生管理体制の法的資格の一覧

業種	規模	安全管理者	安全衛生推進者	衛生管理者	衛生推進者	(安全推進者)
(2号業種) 各種商品小売業など	50人以上	○	－	○	－	－
	10人～49人	－	○	－	－	－
(3号業種) 食品スーパー、飲食店、 社会福祉施設など	50人以上	－	－	○	－	△
	10人～49人	－	－	－	○	△

安全推進者の職務

(1) 安全は事業場全体として取り組み、安全推進者は事業者を補佐する。職務は次。

① 職場環境及び作業方法の改善に関すること

(例:4Sの推進、床の凸凹面消等危険箇所の改善、刃物や台車等の安全な使用等)

② 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

(例:朝礼等の場での災害防止の周知・啓発、安全な作業手順の教育・研修の実施等)

③ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

(例:労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等)

(2) 具体的な職務

次の表の職務があります。各職務の詳細は次ページ以降のとおりです。

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ① 労働者の危険の防止 | ⑤ リスクアセスメントの実施等 |
| ② 安全教育の実施 | ⑥ 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善 |
| ③ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策 | ⑦ 異常時の措置及び災害発生時の緊急措置 |
| ④ 安全に関する方針の表明 | |

■ 労働者の危険を防止するための措置

① 店舗や施設における危険な箇所を見つけ、危険を防止すること。

- ・店舗や施設を定期的にパトロールし、**職場の危険**を見つけ出す。
- ・安全上の措置がとられていないとき
 - その場で必要な措置を行う。
 - 責任者に連絡し必要な対策

② 危険の見える化の実施

- ・「危険の見える化」などで視覚に訴える。



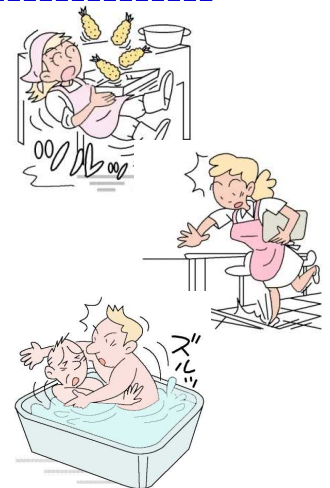
■ 労働者の安全のための教育の実施

- ① **法令に定められた教育の実施**
 - ・ 雇入れ時の安全衛生教育
 - ・ 作業内容変更時の安全衛生教育
 - ・ 危険な作業に従事する者の特別教育など
- ② **「かもしれない」で職場には危険があることを教育すること**
- ③ **安全のため必要な決まり事については、繰り返し実施し、身に付けさせること。**
 - ・ 大切なことは、自然に安全な作業となるよう繰り返し教育、訓練することです。
 - ・ このため、教育・訓練を実施したあとは、一定期間経過後に習熟度を確認するようにします。

人は

- ・ すべる
- ・ つまずく
- ・ 腰を痛める
- ・ 落ちる
- ・ ころげ落ちる
- ・ 切る
- ・ やけどする
- ・ 感電する
- ・ ガス中毒になる
- ・ 酸欠になる
- ・ 有害物にやられる

かもしれない



■ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策

- ① 労災は迅速に店長、施設長、トップに報告
- ② 労災発生時の対応を訓練
- ③ 労災の原因の調査及び再発防止対策

■ 安全に関する方針の表明

- ① **安全に関する方針の表明**
 - ・ 労働災害の防止対策ではトップの安全に対する考えや姿勢が重要。
 - ・ 企業理念を踏まえた「トップの安全方針の表明」を。
 - ・ 安全方針は従業員に周知。その意味が分かるよう説明を行う。
- ② **安全に関する方針の表明**

例：「安全衛生活動の推進を図るために、管理体制を明確にし、社員が笑顔で働きやすい職場環境を整えることに努めます。」

例：「すべての社員に対し、安全衛生確保に必要なかつ十分な教育をし、一人ひとりの安全に対する意識を高めていきます。」

※「トップセミナーテキスト」より

■ 異常時の措置及び災害発生時の緊急措置

- ① **異常事態が発生したときの措置**

機械や施設の不具合など異常事態が発生したときは、直ちに機械を止める。
- ② **災害発生時の緊急措置**

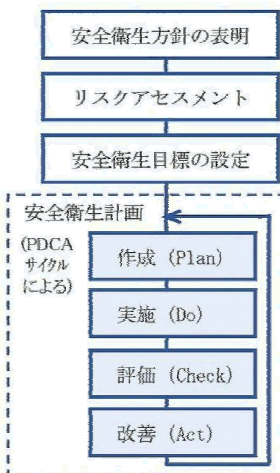
労災発生時は、直ちに作業を停止し、被災者の救護、関係者や関係機関への連絡など。

■ リスクアセスメントの実施等

- ① **労働災害の防止は、職場のリスクを低減する取組であるリスクアセスメントが基本**
 - ・ 労働災害防止では、できるだけ災害が発生しないように、万が一発生した場合でも、軽微な災害で済むようにすること。
 - ・ その取組がリスクアセスメント。結果に基づくリスク低減措置も。
- ② **リスクアセスメントの実施**
 - ・ リスクアセスメントを実施では、従業員への教育等も必要。

■ 安全計画の作成、実施、評価、改善

○ 労災防止は、リスク低減の仕組みが重要



- ① 年間の安全衛生計画 えん (Plan)
 - ② 計画の適切な実施 (Do)
 - ③ 実施結果を評価 (Check)
 - ④ 評価結果に基づく改善 (Act)
- ・ 継続的实施
「PDCAサイクルを回す」という。